

中間取りまとめに対するパブリック・コメント(26の団体および個人)

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 | |
|----|----------------|-------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 1.1 有明海・八代海の概要 | (3)3) | 11頁 | 地区別漁業統計を掲載すれば諫早干拓により漁業被害が諫早から他県海域に及んだことが浮き彫りとなる。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |
| 2 | | | 11頁 8、9行 | 有明海のノリ生産は不安定であること、八代海のノリ生産は横ばいであり、平成15年以降不作となっている旨を追加してほしい。 | 同上 | |
| 3 | 3章全般 | - | - | 3章全体について、単に数字の大小または平均値で影響を判断している。環境変化の大小は、漁業の操業または生物の分布や生産に問題となるレベルかどうかという漁法上、生物学上または生態学上の判断で議論すべき。 | 同上 | |
| 4 | 3.2 水質 | (2)1) | 29頁 | 表3.2.2と表3.2.3の調査点が同じであるが、その意味が不明。 | データ項目によって、1980年頃からのデータがあるもの、1990年頃からデータがないものがあるため、2つに分けて分析を行っています。 | |
| 5 | | | 巻末資料 | 2頁 | 佐賀県の塩分(年平均値)をみると、1978年頃の値が極めて低い。年平均値をどのように出したのか示してほしい。 | 単純平均により算出しています。 |
| 6 | | | - | - | 有明4県の水産研究所の浅海定線調査結果についても解析すべき。(2件) | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 |
| 7 | | | - | - | 諫早干拓による有明海奥部の密度成層の強化は、有明海の環境や生物生産に関わっており、取り上げる必要がある(2件)。 | 同上 |
| 8 | 3.3 河川の影響 | (1)1) | 39頁 | 図3.3.1の有明海、八代海の流域図中で、「河口からの距離と支配面積」とあるが、流域面積ではないか。 | 河川全体の流域面積と表記地点での流域面積との混同を避けるため、支配面積としています。 | |
| 9 | | | 41頁 7行 | 平均年間総流出量に比して流域外への導水量は少ないとあるが、生物は平均値で生きているのではなく、一時の条件が命を左右し、生物にとって多いとも少ないとも言えない(湧水時に導水が継続され、下流の水量が極端に減少した事例がある)。生物がどのレベルの環境変化で影響を受けるのか根拠がないままに堰による悪影響はほとんどないとするは間違いの可能性が高い。 | ご意見の趣旨は評価委員会の審議の参考とさせていただきます。なお、平均年間総流出量との比較だけでなく、低水時の流出量との比較における域外導水の有明海への影響についても、第14回評価委員会で確認しています。 | |
| 10 | | | 41頁 10行 | 堰の全開により堰上流の堆砂は解消とあるが、筑後大堰はアンダーフローで砂が堆積する構造ではない。 | アンダーフロー構造であっても堰上流の湛水区間においては、平常時は流速の減少により一時的に砂が堆積することも考えられます。その堆砂についても、出水時の全開操作により解消されることを記述しています。 | |
| 11 | | (1)3) | 44頁 | 図3.3.8は、昭和36年から平成6年の変化を示すのみで、平成に入って下流でシルト・粘土が増えたとは言えない。掘削土は昭和30~50年代に増加し、筑後川のCODは平成を通じて横ばいであることから、筑後川の底質の細粒化(それに伴う泥化、水質悪化)は昭和の時期に生じた可能性が高い。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 | |
|----|-------------|---------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 3.3 河川の影響 | - | - | 諫早干拓による河川水の動きの変化を取り上げるべき。この変化は、公調委専門委員の数値計算等に示されている。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |
| 13 | | - | - | 八代海の再生を妨げる河川事業の影響の評価を行うべき。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。なお、特に大規模な河川事業については、事前に環境への影響評価が実施されています。 | |
| 14 | 3.4 汚濁負荷の変遷 | (2)2) | 48頁 12行 | 負荷の総量と系別構成が有明海と八代海では異なるので、八代海の発生源別の状況が有明海とほぼ同じ傾向がみられるとの表現は正しくない。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |
| 15 | | | 46~49頁 | 図3.4.1と図3.4.3で示されている負荷量を第三者委員会報告と比較すると、TN、TPはおおよそ一致しているが、CODは3倍にもなっている、この原因を明らかにしてほしい。 | 平均流量の取り方、原単位の相違が原因と考えます。ご意見は参考とさせていただきます。 | |
| 16 | 3.5 藻場・干潟 | (1) | 51頁 | 表3.5.1に、諫早干拓による1550haの干潟消滅を付け加えるべき。15年前までの資料では環境変化を十分論議できない。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |
| 17 | | (1) | 51頁 | 現場から藻場の減少がいわれているが、表3.5.1の藻場面積は現状を反映していない。H12年以降のデータと比較、検討すべき。また、問題の概況(表3.5.3)に、八代海の藻場の減少が記載されていない。 | 委員会報告には八代海の藻場に関する記述を追加することとします。 | |
| 18 | 3.6 潮汐・潮流 | (1)2)3) | 56頁 13行 58頁 15行 | 潮受堤防の影響が読み取れなかったとの記述は以下の理由から削除すべき(2件)。)年平均潮位差の1979年極大値と1995年極大値に明確な差がある(図3.6.2))大潮差は本来なら1995年に再度極大となるはずが一貫して右下がりとなっている(図3.6.3)。)口ノ津を1とした大浦の増幅率は、ほぼ一貫して減少している(図3.6.7)。)堤防工事は1989年に開始しており、1997年に激減しないので変化がないとするのは誤り。 | 潮流潮汐に関しては様々な見解があることから、中間取りまとめでは、これらを整理したものです。ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 | |
| 19 | | | (1)3) | 58頁 | M2分潮の比較については、生物が感応するレベルの情報がなく、影響がないとは言えない等、記述に配慮が必要。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 20 | | | (1)3) | 60頁 | 諫早干拓による潮汐減少に関し、4つの見解を示しているが、正しいものを選び出す努力をすべき。 | 同上 |
| 21 | | | (1)3) | 60頁 | 表3.6.3に、実測データに基づく解析は見解1のみであることを明記すべき。(2件) | 同上 |
| 22 | | | (1)3) | 60頁 | 表3.6.3に示されているM2振幅減少に関する寄与率は、見解1もしくは見解2の範囲で決着していると考えべき。見解3はシミュレーションなので不確定要素が大きいし、見解4は反論されている。 | 潮流潮汐に関しては様々な見解があることから、中間取りまとめでは、これらを整理したものです。ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|-----------|--------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 23 | 3.6 潮汐・潮流 | (2)2) | 64頁 | 小松教授らの調査結果も記載すべき。 | ご指摘の調査結果(西ノ首、小松ら2004)は、P66イ)潮受堤防による潮流流速への影響のところに記載されています。 |
| 24 | | (2)3イ) | 66頁 20行目 | 諫早湾口北側の流速増加海域は環境アセスで局所的とされたことを記述すべき。また、湾外では西部の一部を除けば流速が減少したことを明記すべき(2件)。 | 環境アセスにご指摘の記述はありません。 |
| 25 | | (2)3イ) | 66頁 26行 | 諫早湾外では観測年によるデータのばらつきが大きくなる傾向が認められるとあるが、変化が解らないと理解されるおそれがあるので、もっと具体的に表現すべき。 | 諫早湾外ではデータのばらつきが大きくなり変化傾向が明確でないという主旨の記述であり、出来る限りご指摘のような誤解がないように記述します。 |
| 26 | | (2)3イ) | 67頁 3行 | 有明海全体での変化は非常に小さいという報告はあるが、一部のシミュレーションを根拠にしたものである(公調委の専門委員報告書のシミュレーションではより広範囲で流速低下が示されている)。有明海の漁民の体験(流速が遅くなり流向も変化)が検討されていないことは残念。島原半島沿岸の実測値が大きく減少しており、有明海全体の流れの変化が小さいとは言えない(2件)。 | 潮流潮汐に関しては様々な見解があることから、中間取りまとめでは、これらを整理したものです。ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の参考とさせていただきます。 |
| 27 | | (2)3イ) | 67頁 3行 | 「有明海全体で最大潮流流速の変化は非常に小さいことがわかる」とあるが、どのような判断に基づいて、この変化が生物にとって非常に小さいと言えるのか根拠を示すべき。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 28 | | (2)3ウ) | 69~70頁 | ノリ柵数は横這いまたは減少しているはずであり、また秋~冬のみなので、全体の潮流減少の主因とは言えない。ノリ網は昔からあり、変化解析の課題とならない(3件)。 | ノリ柵数は増加した時期があり、考慮すべき要因の一つと考えます。 |
| 29 | | (2)4) | 71頁 | 提言1)2)はいつまで調査をするのかという漁民の批判に耳をかさない内容である。有明海再生は待ったなしの状況への対応と長期的な展望の問題があり、前者は現状と与えられたデータから判断が求められる。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 30 | | (3) | 72頁 | 問題の概況に干拓事業をあげているのだから、論点・課題(表3.6.4)でも取り上げるべき。 | 「原因・要因」として干拓・埋立を記述しています。 |
| 31 | | - | - | 潮汐の環境への影響は、実際の潮汐の変化に注目すべきであり、年平均の大潮差を調べるのが適当。 | ご指摘の知見も含めて検討されたものです。 |
| 32 | | - | - | 福岡県水産海洋技術センターが福岡県有明漁連に委託した潮流調査、農水省が締切直前に実施した潮流調査について検証してほしい。 | 参考となるデータは可能な範囲で整理していくこととします。 |
| 33 | | - | - | 流れが東へ寄ったとする漁民証言から、潮流が落ちて相対的にコリオリ力が強くなったこと等が推測できるが、流向を検討していないことは問題。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 34 | | - | - | 潮受堤防による筑後川河川ブルームの流向変化、最大流速出現時刻の変化について、その原因・影響を検討してほしい。 | 同上 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|-----------|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 35 | 3.6 潮汐・潮流 | - | - | 透明度の上昇、底質の細粒化は潮流速の減少によると考えるが、これらを総括的に判断して結論を出してほしい。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 36 | 3.7 赤潮の発生 | (1)1) | 73頁 | 有明海の赤潮発生に関する情報を整理すべき。90年後半の赤潮増加は、潮流鈍化、干潟減少による透明度上昇が原因と考える。90年後半に河川懸濁物が減少したとのデータはなく、透明度上昇が河川懸濁物の減少のみから生ずるとの図3.7.1の説明は妥当性を欠く。また、透明度上昇の見られない湾奥部でも赤潮は増加しており、成層度強化や海水交換の悪化の問題を避けて説明できない。 | 同上 |
| 37 | | (1)2) | 74頁 | 2000年度のリゾソレニアの発生規模は以前と比較にならないが、この理由を究明していない。赤潮の大規模化の背景には諫早干拓による海洋構造の変化がある。 | 2000年のリゾソレニアの発生の原因については、原文に記述しています。 |
| 38 | | (1)2) | 74頁 | 2000年の赤潮は特別なものではないという記述は漁民感覚とかけ離れている。その要因を気象条件に求めているが、それだけなら、なぜ1997年以降に赤潮が大規模化したのか。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 39 | | (1)4) | 76頁 | 渦鞭毛藻は栄養塩の枯渇した諫早湾でも底泥から栄養補給できることから、閉め切りを境に渦鞭毛藻が諫早湾で激増したと考えられるので、諫干との因果関係が否定できないことを明記すべき。 | 同上 |
| 40 | | (2) | 77頁 | 論点、課題に富栄養化が進んできているか否かとあるが、45頁に汚濁負荷の流入が減少しているとあるので、論点とする必要はない。 | 流入負荷が増えなくても、海域の浄化能力を超える負荷が流入していれば富栄養化する可能性があります。 |
| 41 | | - | - | 第6回評価委員会において、熊本県立大学の堤裕昭教授が報告した内容が無視されている。 | 本報告も検討資料に含まれています。 |
| 42 | | - | - | 科学的考察をするため、必要な資料(赤潮発生件数、被害件数、渦鞭毛藻赤潮の増大、降水量との関係等)は掲載すべき。要因とされている各項目はデータが揃っているため、赤潮の大規模化の要因を考察してほしい。また、成層化についても検討すべきである。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 43 | 3.8 底質環境 | (1) | 78頁 12行目 | 有明海の富栄養化は40~50年前に進行し、底質の泥化は以前から始まっているとあるが、論理の飛躍がある。シストの変化から富栄養化の進行時期を推定するのは妥当と考えるが、それを泥化と直接結びつける理由はない。 | 同上 |
| 44 | | (1) | 78頁 12行目 | 底質の泥化は、70~80年代の原因(砂利採取、堆砂)と90年代以降の原因(諫干による潮流減少、赤潮多発)とを区別して論ずるべき。昭和32年~平成9年の40年間に匹敵する変化が4年で生じており(図3.8.1、図3.8.2)、過去からの延長線上で捉えようとする姿勢は問題の不当な曖昧化である。泥化の時期と原因を明確化しなければ的確な再生につながらない。 | 同上 |
| 45 | | (1) | 78頁 | 中央粒径値のみによる底質の判断は生物の立場から見れば、便宜的な指標値の分布を示しているにすぎない。含泥率で見ると生物分布とうまく対応することもある。 | 同上 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|----------|-------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 46 | 3.8 底質環境 | (1) | 80頁 86頁 | 図3.8.3(80頁)のシルトは、シルトと粘土ではないか。有明海では、湾奥の有明粘土(8以上)を重視する必要がある。図3.8.11(86頁)でシルト層としているものは粒度から見て粘土ではないのか。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 47 | | (1)1) 2) | 85頁 | 底質の泥化原因を河川懸濁物の潮目での沈降としているが、硫化水素臭のあった島原沖は潮目論では説明できない。熊本沖でいつ、どの程度のペースで泥化したかを河川懸濁物データとともに示すべき。大浦・国見沖のシルト層は福岡・佐賀沖より厚いと考えるが、その理由(なぜ福岡沖で沈降せず、大浦まで来るのか)を説明すべき。このシルト層は諫干の結果と考えるが、これを否定するデータがなければ、委員会報告でも湾口部シルト層の増加は諫干に起因すると明記すべき。 | 同上 |
| 48 | | (1)2) | 85頁 | 筑後川水系から大浦沖にSSが流入、沈降し、シルト層の形質を形成とあるが、1990年代に諫早湾口がタイラギ漁場であったこと(図3.11.14参照)を考えると、シルト層の形成はタイラギが不漁となった1994年以降と思われる。筑後川のSSが沈降している根拠、この沈降がいつから起きていたのか明らかにすべき。 | 同上 |
| 49 | | (3) | 88頁 4行目 | 漁民は、7~8年前から底質が悪化したこと等を証言している。実際に海底で仕事をしてきた漁民の証言は重いはず。このことは、図3.8.1と3.8.2を見れば、1957年と1997年に比べて2001年が明らかに泥化していることでも分かる。 | 同上 |
| 50 | | (3) | 88頁 4行目 | 図3.8.1及び図3.11.17は、泥化の進行が各々1997年、1989年以降であることを示しており、1980年以降に泥化したとは言えない。横山(2005)は筑後川の土砂供給量が最近減少したとし、清本ら(2005)も筑後川のSSは1965年以降変動はなく、有明海の透明度上昇は潮流減少等の海洋環境変化によると推定した。透明度の上昇は浮泥の堆積、泥化の進行となる。これらのことを考慮せずに泥化を述べることは科学的でない(2件)。 | 同上 |
| 51 | | (3) | 88頁 4行目 | ティレ2は明らかに間違いである。17年間ないし40年間に変化しなかった粒径組成は潮止めから4~5年にして細粒化した(日本海洋学会2005参照)。熊本沖での堆積層厚に堆積速度10mm/年を当てはめ、泥化が20~30年以前から進行したと推定したのであるが、これを有明海全域に一般化することは無理と考える。 | ご指摘の知見も含めて検討されていますが、ご意見の趣旨は評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 52 | | (3) | 88頁 4行目 | ティレ2後半の記述は、「近年(1990年代頃以降)の潮汐潮流の減少や赤潮・貧酸素の頻発が急激な底質の泥化をもたらした。」と修正すべき。90年後半の熊本沖の透明度上昇の原因を20~30年前の河川懸濁物の減少に求めるのは無理があり、潮流鈍化による河川懸濁物の沈降、底泥の巻上げ減少を原因とすることが妥当。ティレ2後半の記述は、佐賀県海域の底質の細粒化の記載(中間取りまとめ120頁)と一致しない。 | 同上 |
| 53 | | (3) | 88頁 18行目 | 海岸線人工化の最たるものは諫早干拓なので、新たに項を起こし、底質環境の変化要因を議論すべき。 | ここは海岸線の人工化による淡水浸透量の減少を記述したものです。 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 | |
|----|----------|--------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54 | 3.8 底質環境 | (3) | 88頁2行目 | 酸処理剤による環境への悪影響は農水省(水産庁)により否定されており、漁業者も同省の指示に従って酸処理剤を使用している。この記述は農水省の対応を否定し、その責任を問うものであるが、その判断の根拠が示されていない。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 | |
| 55 | | (4) | 89頁 | 底質の悪化原因を解明せずに行う改善策は効果があげられないのではないか。 | 同上 | |
| 56 | | (4) | 89頁 | 様々な干潟生物の活動は干潟生態系を維持する重要な要素であり、それらが無視された事業は改善にはほど遠い。ここで言われている改善の多くが生物の環境の悪化につながることを危惧する。 | 同上 | |
| 57 | | (4) | 89頁 | いずれも抽象的で具体的な方策が示されていない。底質の持続的改善のためには、流動の弱化を引き起こした原因である諫早湾の潮止の中止をこそ明確にすべき。 | 同上 | |
| 58 | | (4) | 89頁 | 対症療法のオンパレードであるが、原因に対応した対策(潮受け堤防撤去による流況改善、内部堤防撤去によるなぎさ線回復など)に限るべき。 | 同上 | |
| 59 | | (4) | 89頁 | 潮受け堤防締切という根本原因を無視した弥縫策は何の解決にもならない。 | 同上 | |
| 60 | | (5) | 89頁 | 表3.8.2は考えられる要因を羅列しているにすぎない。このなかでどれが要因なのかを検討すべき。 | 同上 | |
| 61 | | - | - | 掲載されている資料には測点も分析方法も示されていないので信憑性の判断、過去の資料との比較ができるかといった判断ができない。 | 同上 | |
| 62 | | 3.9 貧酸素水塊の発生 | (1)2)エ) | 93頁 | 過去からの継続的データがなく検討は困難とあるが、硫化水素臭の確認範囲、日本海洋学会(2005)の資料、サルボウ、タイラギ、底生魚類の減少等から総合的に評価すべき。 | 同上 |
| 63 | | | (3) | 96頁 | 赤潮発生への関与について検討すべき。また、表3.9.1の論点・課題の3の「赤潮の原因種により与える影響に差異があることを考慮し、・・・」の意味が不明。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。なお、「赤潮の原因種により・・・」は、赤潮の種類によって貧酸素の関与に違いがあることを意味しています(シャットネラの増殖には貧酸素化による鉄の溶出が関与等)。 |
| 64 | (3) | | 96頁 | 表3.9.1の論点・課題の(貝類の漁獲減と赤潮増大から夏季の底質の還元状況の悪化を推測)をまとめとすべき(2件)。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 | |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 65 | 3.10 底生生物 | (1)1) | 97~103 頁 | 1989年と潮止3年後の2000年の比較をしているが(図3.10.1~4)、この調査だけで底生生物の動向を一般的に論ずるのは無理であり、潮止め後、数年にわたって毎年季節をそろえて実施すべき。我々の調査では2001年~2002年にかけて底質の細粒化の急速な進行に対応してマクロベントス(ドクダミ科のヨコエビ類)が急増し、さらに夏場の貧酸素、硫化水素等の底質環境悪化により、環境耐性の強い二枚貝が激増した(日本海洋学会(2005)参照)。 | 2000年以降の調査結果についても検討することとします。 |
| 66 | | (1)1)ア) | 97 頁 | 表3.10.1の表から、底質の悪化は90年代以降と断ずることが可能ではないか。元年から平成12年までの11年間の悪化スピードは平成元年までの約35年間の約2倍になっている。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 67 | | (1)1)イ) | 98 頁 | 諫干環境アセスや諫干漁業影響調査報告書についても、稀少種にかかる詳細な比較を行ってほしい。 | 同上 |
| 68 | | (3) | 108 頁 | 評価委員会に期待されている役割を考えれば、更なる調査ではなく、1989年以降のマクロベントス減少の原因解明を表3.10.2の論点・課題とすべきである。 | 同上 |
| 69 | | - | - | 諫早湾締切により多くの底生生物が失われた。諫早湾には新種、希少種が生息していたと思われるが、その評価がなされていない。 | 同上 |
| 70 | 3.11 水産資源 | (1)ノリ | 109~114 頁 | 生産の不安定性という意味でノリ問題は解決していない。ノリ生産に支障をきたしている地域(有明町、大浦、大牟田、荒尾)があり、工事の影響、筑後川河川ブルームの佐賀県側への偏流、栄養塩の枯渇した諫早湾内水の流入が原因と思われる(2件)。 | 同上 |
| 71 | | (1)ノリ | 109~114 頁 | 水域別の生産量の変動を検討すべきである。ノリにとって最も重要な無機態窒素DINとの関係を検討すべき。日本海洋学会(2005)を参照されたい。 | 同上 |
| 72 | | (2)1)アゲマキ | 115 頁 | アゲマキの大量斃死(初認は1988年8月)と諫干の事前工事・ボーリング調査との関連を検討すべき。 | 同上 |
| 73 | | (2)3)アサリ | 118 頁 | 減少要因については、80年代と締切後の要因(貧酸素、赤潮)を区別し、後者も挙げるべき。漁場縮小の原因(海底陥没か河川土砂供給減か)を明確にするべき。 | 同上 |
| 74 | | (2)3)アサリ | 118 頁 | マンガン被害説が最も有力であり、取り上げるべき(2件)。 | 小委員会で審議されましたが、内容をさらに検討する必要があるとされています。 |
| 75 | (2)4)タイラギ | 120~124 頁 | 諫早湾の漁獲がこの10数年間ゼロである原因を明記すべき。サンドコンパクション打ち込みで押し出されたヘドロ、大型工事船による泥の巻き上げ、タイラギ漁場の採砂などにより成貝が泥をかぶって窒息し、漁場底質の細粒化が進んで着底が困難になったことは容易に推測できる。また、タイラギ幼生は夏季に諫早湾口に集中するが、貧酸素にさらされ、着底できても活力が低下し、さらに潮流鈍化による接餌機会の減少により貧酸素の有無を問わず立ち枯れてしまうと推測される(2件)。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に考慮させていただきます。 | |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|-----------|---------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 76 | 3.11 水産資源 | (2)4) タイラギ | 120~124 頁 | 諫早湾口部のタイラギ漁場への諫干の影響は疑う余地はなく、このことを明記すべき。諫早湾口はタイラギ等の幼生の宝庫であったことが確認されている(第9回評価委員会資料)。(2件) | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に考慮させていただきます。 |
| 77 | | (2)2) 4) | 116頁 121頁 各最終行 | ナルトビエイが補食する割合を示さなければ食害とはいえない。魚類全般の生態の多角的な調査なしに、ナルトビエイを駆除するのは問題である。 | 同上 |
| 78 | | (3)2) | 125~127 頁 | 複数の魚種が一つにまとめられており(ボラ、メナダ ボラ、クロダイ、キチヌ クロダイなど)、こうした分類だと年変動が相殺され、変動が小さく表れる可能性があることを考慮すべき。コイチ、シログチ、メイタガレイ、コウライアカシタビラメなどは資源の減少が考えられる。 | 同上 |
| 79 | | (3) | 125~130 頁 | 今回の報告で、漁獲減少が諫干の影響と裏付けられたので、積極的に諫干の影響を指摘すべき。 | 今回の報告は漁獲減少が諫干の影響と裏付けたものではありません。 |
| 80 | | (3) | 129 頁 | 図3.11.23では諫早湾が稚魚の成育場や産卵場の役割を果たしていることが分かる。成魚の出現場所の図を追加してもらえば、魚類の減少の理由が諫干にあることが明らかになる。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 81 | | (4) | 133 頁 | 表3.11.3(1)のノリの論点、課題については、1998年以降の赤潮の多発が最重要課題である。赤潮発生の要因を解明し、その防御方策を検討することが課題であるべき。1998年以降、幾つかの地域ではノリ不作が続いていることを把握し、原因解明に取り組んでほしい。 | 同上 |
| 82 | | (4) | 133 頁 | 表3.11.3(1)のアサリ減少の原因・要因に浮遊幼生期の生残率の低下とあるが、本文にはそのような記述はないので、整理すべき。 | 同上 |
| 83 | | (4) | 134 頁 | アサリは覆砂をすれば一時的に回復するので底質に問題があることは明らか。干潟底質が着底稚貝が生存しにくい環境となっていることは表3.11.3(2)の原因・要因に書けるのではないか。 | 同上 |
| 84 | | (4) | 135 頁 | 表3.11.3(3)の底生魚の減少が著しいことを考えると、貧酸素や底質の細粒化が最も影響を与える因子とするべき。論点・課題が抽象的で原因解明、再生につながらない。日本海洋学会(2005)の人為的開発の記載を参照してほしい。 | 同上 |
| 85 | | 4.1 要因相互の関連及び重要性の分析 | | 136頁 17行目 | 確実性の有無だけで要因の重要性を判断することは危険である。漁業と環境の関係を論じるには疫学的考察が必要である。確率を考えた思考法によれば、漁獲量の衰退の原因として干拓事業があげられる。 |
| 86 | | | 136頁 20行目 | 中間取りまとめでは、の直接的影響の考察はあるが、の間接的影響が検討されていない。と がうまくつながるよう検討すべき(例えば水産資源学者が泥化の要因についても考察する)。 | 同上 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|----|------------------------|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 87 | 4.1 要因相互の関連及び重要性の分析 | | 137頁 6行目 | 4つの事項を挙げているが、更に分析することと、現在判断することを仕分けすべきである。困難な生活に追い込まれる漁業者も出ており、評価を先送りすべきではない。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 88 | | | 138頁 | 図中4.1.1(上部)は有用二枚貝類の減少、ベントスの減少(有用二枚貝以外)とし、ここから矢印が魚類等へ向かうべき。ノリの不作に(平成12年度の)と限定すべきではない。海底地形の変化を海砂採取、干拓、埋め立てとつなぐべき。浮泥の起源、挙動、機能を検討し、この図に加えるべき。 | 同上 |
| 89 | | | 138頁 | 有明海の環境悪化は二期(80年代と80年代末以降)に分けて捉えるべきであり、図中4.1.1はこのステージ毎に作成し直すよう提案する。 | 同上 |
| 90 | | | 138頁 | 干拓埋立のうち、主要なものは諫早干拓によるものである。河川からの土砂供給減少は1990年後半の開発ではなく、栄養塩の流入も減少傾向にあることから、諫早干拓に重点を置くべきである。 | 干拓、埋立は以前から行われており、全体的な視点から検討することとしています。 |
| 91 | | | 138頁 | 図4.1.1については、扱う時期の明確化、人為的影響と自然的影響の分離、栄養塩流入による富栄養化の削除(有明海では存在しない)、干拓・埋立に関する具体的記載の追加、海域の成層化の追加をすべき。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 92 | 4.2 再生に向けた対策オプションとその評価 | | 139頁 7行目 | 取り組みの成果等を十分に踏まえることはよいが、あまりに多くの成果を検討しては評価委員会が自らの意見を作ることがおろそかになることを懸念。 | 計画的に審議を進めることとしています。 |
| 93 | | | 139頁 7行目 | 不確実性のある中での環境管理が述べられているが、有明海の場合、漁業被害回復のための環境管理を考えることになるのではないか。その際、総合的考察、予防原則、疫学的考察、不可知論の克服の4つの考え方が必要となることを提案したい。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 94 | 4.3 調査研究の総合的推進 | | 139頁 17行目 | 不確実性を伴う対象を扱う考え方として、順応的管理adaptive managementが生態系管理の常道となっていることは保全生態学の基礎である。評価委員会の委員には有明海ノリ不作等対策調査検討委員会の委員が含まれるが、その委員会が提案した中長期開門調査こそ順応的管理の具体化に他ならない。 | 同上 |
| 95 | その他 | | | 中間取りまとめは各種調査を併記しただけでそれらを総合的に評価したものとなっていない。また、有明海の環境悪化や漁業者の逼迫した状況を考えると、検討作業の進行は遅すぎる(2件)。 | 同上 |
| 96 | | | | 行政機関が独断専行で実施している各種再生事業を精査してほしい。対処療法的な事業は逆効果の恐れもあり、中止を提言してほしい。 | 同上 |
| 97 | | | | 公害等調整委員会の専門委員報告書の内容を踏まえた検討を行うべきである(2件)。 | 専門委員報告書についても審議の参考資料の一つとしております。 |

| No | 分類 | 項目 | 頁行 | ご意見の内容 | ご意見に対する考え方 |
|-----|-----|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 98 | その他 | | | 委員会報告においては、根本的な再生策として有明海沿岸の開発を禁止し、河川や森林など集水域の環境保全を担保するような施策の提言が行われるよう要望する。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 99 | | | | 発生機構にとどまることなく、疫学的観点から障害となる要因を明確に評価すべきであり、これにより真に海域の再生をもたらす特別措置法見直しが可能となる。貴委員会の評価は極めて重要であるが、中間取りまとめは期待される評価に応えた内容にはなっていない。 | 同上 |
| 100 | | | | 総合的にどのような観点でとらえたらいいのかという視点が十分に検討されていない。 | 同上 |
| 101 | | | | 特措法成立の経緯、ノリ養殖業以外の漁業の状況からみても1990年代後半以降にポイントを絞るべき。 | 有明海、八代海の再生は、長期的視点、短期的視点の両面からの検討が必要と考えます。 |
| 102 | | | | 研究成果、学説を網羅的に丹念に調べている。今後、自然界の影響が大きいと結論づけずに人為的なものがどれだけ関与しているかを解明していただきたい。 | ご意見の趣旨は、評価委員会での審議の際に参考とさせていただきます。 |
| 103 | | | | 底質環境、貧酸素水塊の発生、水産資源について、八代海に関するデータ収集および検討が少ない。これらの項目について、国による調査の充実強化が必要と考える。 | 同上 |
| 104 | | | | 一刻もはやい対応が必要なので、現在分かっている範囲で試行錯誤で再生策を進めるべき。 | 同上 |
| 105 | | | | 開門調査の議論を忌避せずに、有明海の総合的な調査案のひとつとしてその実施を提言すべき(11件)。 | 同上 |
| 106 | | | | 締切前のデータ不足で判断が難しい場合、中長期開門調査を中心とした調査研究のマスタープランの作成を提言すべき。 | 同上 |
| 107 | | | | 諫早干拓、調整池・湾内問題について1章を受けて、因果関係を説明すべき(2件)。 | 同上 |
| 108 | | | | 諫早湾干拓を主因として想定しての対策を早急に検討すべき。 | 今回の報告は諫早が漁獲減少の主因と結論したものではありません。 科学的な見地から原因要因の特定に努めていきたいと考えます。 |
| 109 | | | | 中・長期開門調査を実施するまでは干拓事業を中断するべき。 | ご意見の内容は委員会の任務(総合的調査結果に基づく有明海の再生にかかる評価)に馴染まないものと考えます。 |
| 110 | | | | 有明海を分断している潮受け堤防を壊してほしい。 | 同上 |